

## 六、第3条第1項第4号(ありふれた氏又は名称)

ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標

### 1. 「ありふれた氏又は名称」について

(1) 「ありふれた氏又は名称」とは、原則として、同種の氏又は名称が多数存在するものをいう。

(2) 著名な地理的名称、ありふれた氏、業種名等やこれらを結合したものに、商号や屋号に慣用的に付される文字や会社等の種類名を表す文字等を結合したものは、原則として、「ありふれた名称」に該当すると判断する。

ただし、国家名又は行政区画名に業種名が結合したものに、更に会社の種類名を表す文字を結合してなるものについては、他に同一のものが現存しないと認められるときは、この限りでない。

#### (ア) 著名な地理的名称について

例えば、次のようなものが著名な地理的名称に該当する。

(例) 「日本」、「東京」、「薩摩」、「フランス」等

#### (イ) 業種名について

例えば、次のようなものが業種名に該当する。

(例) 「工業」、「製菓」、「製菓」、「放送」、「運輸」、「生命保険」等

#### (ウ) 商号や屋号に慣用的に付される文字や会社等の種類名について

例えば、下記①及び②が商号や屋号に慣用的に付される文字や会社等の種類名に該当する。

##### ① 商号や屋号に慣用的に付される文字

「商店」、「商会」、「屋」、「家」、「社」、「堂」、「舎」、「洋行」、「協会」、「研究所」、「製作所」、「会」、「研究会」等

##### ② 会社等の種類名を表す文字

「株式会社」、「有限会社」、「相互会社」、「一般社団法人」、「K. K.」、「Co.」、「Co., Ltd.」、「Ltd.」等

### 2. 「普通に用いられる方法で表示する」について

(1) 商品又は役務の取引の実情を考慮し、その標章の表示の書体や全体の構成等が、取引者において一般的に使用する範囲にとどまらない特殊なものである場合には、「普通に用いられる方法で表示する」には該当しないと判断する。

(例1) 「普通に用いられる方法で表示する」に該当する場合

取引者において一般的に使用されている書体及び構成で表示するもの

(例2) 「普通に用いられる方法で表示する」に該当しない場合

取引者において一般的に使用する範囲にとどまらない特殊なレタリングを施して表示するもの又は特殊な構成で表示するもの

(2) 文字の表示方法について

(ア) ありふれた氏又は名称をローマ字又は仮名文字で表示するものは、「普通に用いられる方法で表示する」ものに該当すると判断する。

(イ) 取引者において一般的に使用されていない漢字(当て字)で表示するものは「普通に用いられる方法で表示する」に該当しないと判断する。

(注) 以下をクリックすると、審判決要約集をご覧になれます。

○[審判決要約集 \(第3条第1項第4号\)](#)